

## 広島県告示第 633 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第 4 項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成 22 年 7 月 22 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県三原市沼田西町小原字袖掛 73 番地 5 株式会社やまみ 代表取締役 山名 清
工場又は事業場の所在地及び名称	三原市沼田西町小原字袖掛 73 番地 5 株式会社やまみ

### 2 申請の内容

17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設 2 基を設置し、1 基の使用の方法（事業場内の移設）を変更する。  
また、汚水処理施設の処理水質及び処理水量を変更する。

(1) 特定施設の種類の、能力及び使用の方法

(その1) 新設

種 類		17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設 (8-3 豆乳プラント)		
能 力 ( 1 時 間 当 たり )		大豆を煮る能力 210kg/日		
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに		
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	工事着手後 30 日		
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	工事完成後直ちに		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		22 時間連続 (なし)		
使 用 の 方 法	項 目		通 常	最 大
	排 出 さ れ る 汚 水 等 の 状 態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	3.8~4.5	3.8~4.5
		生物化学的酸素要求量	2,000	3,000
		化学的酸素要求量	1,600	2,500
		浮遊物質 量	1,000	1,500
		ノルマルヘキサ ン抽出物質含有量	30	40
		窒素含有量	90	120
		燐含有量	15	20
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )		5.8	8.3
汚 水 等 の 排 出 先		汚水処理施設		

(その2) 新設

種 類		17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設 (10-5 豆乳プラント)			
能 力 ( 1 時 間 当 たり )		大豆を煮る能力 420kg/日			
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに			
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	工事着手後 30 日			
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	工事完成後直ちに			
使 用 の 方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		18 時間連続 (なし)		
	項 目		通 常	最 大	
	排 出 さ れ る 汚 水 等 の 状 態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)		3.8~4.5	3.8~4.5
		生物化学的酸素要求量		2,000	3,000
		化学的酸素要求量		1,600	2,500
		浮遊物質 量		1,000	1,500
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量		30	40
		窒素含有量		90	120
		燐含有量		15	20
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )		10.1	15.0	
汚 水 等 の 排 出 先		汚水処理施設			

(2) 汚水等の処理の方法

汚水処理施設

			変更前				変更後				
工期等	工事着手予定年月日		既設				許可後直ちに				
	工事完成予定年月日						工事着手後3日				
	使用開始予定年月日						工事完成後直ちに				
使用の方法	項目		処理前		処理後		処理前		処理後		
	処理前処理後の汚水等の汚染状況	項目	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
		化学的酸素要求量	(単位：mg/L)	1,791	2,211	20	30	1,993	2,341	20	30
		窒素含有量		110	138	35.9	74	116	142	35.8	74
	リン含有量	18.4		24.8	5.9	13.75	19.7	25.9	5.8	13.75	
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m <sup>3</sup> )			1,200	1,800	1,200	1,800	2,000	2,400	2,000	2,400	

(3) 排出水の汚染状態

排水口名	項目		変更前		変更後	
			通常	最大	通常	最大
No.1排水口	窒素含有量	(単位：mg/L)	35.9	74	35.8	74
	リン含有量		5.9	13.75	5.8	13.75
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m <sup>3</sup> )		1,200	1,800	2,000	2,400

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成22年7月22日から平成22年8月12日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境部環境保全課及び広島県東部厚生環境事務所環境管理課並びに三原市生活環境部環境政策課